

公認会計士・監査審査会における 最近のモニタリング活動

井戸田秀人 公認会計士・監査審査会事務局審査検査課長

目次

はじめに

I 令和7事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

- 1 監査事務所をめぐる環境
- 2 モニタリングの基本的な考え方
- 3 モニタリングの実施

II 令和7年版モニタリングレポート

III 監査事務所検査結果事例集（令和7事務年度版）

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という）は、公認会計士監査の品質の確保・向上のため、監査事務所（公認会計士事務所または監査法人）に対するモニタリング（検査および検査以外のモニタリング）を「モニタリング基本計画」に基づき実施している。また、モニタリングの状況については「モニタリングレポート」として、監査事務所に対する検査で認められた問題点については「監査事務所検査結果事例集」として年次で取りまとめ、公表している。本稿では、令和7年7月に公表した「令和7事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」、「令和7年版モニタリングレポート」および「監査事務所検査結果事例集（令和7事務年度版）」のポイントについて紹介する。

I 令和7事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

令和7事務年度のモニタリング基本計画の策定に当たっては、「監査事務所等モニタリング基本方針」（令和7年5月28日公表）に掲げる視点および目的、最近の監査業務や不正会計等の

動向、および監査事務所における品質管理の現状などの監査事務所をめぐる環境を踏まえて、モニタリングの基本的な考え方や重点検証項目などを検討した。

1 監査事務所をめぐる環境

近年の上場会社監査においては、大手監査法人のシェアが時価総額ベースで9割を超える状況が続く中、上場会社の会計監査人の交代件数（監査法人間の合併によるものを除く）は年間で196となっており、昨年と比べて大幅に増加していることに加え、大手監査法人から準大手監査法人または中小規模監査事務所へ交代する傾向が続いている。このように上場会社監査の担い手の裾野が広がる中、日本公認会計士協会（以下「協会」という）は、中小規模監査事務所の経営基盤（品質管理基盤、組織・ガバナンス基盤、IT基盤等）の強化を目的に、各種の支援策（改訂された品質管理基準等に関するツールおよびQ&Aの公表、監査事務所の育成やサポートを目的とする直接指導等）を実施している。

2 モニタリングの基本的な考え方

令和7事務年度におけるモニタリングの実施に当たっては、令和6事務年度に引き続き、業務管理態勢や品質管理態勢の実効性等を重点的に検証することとしている。

業務管理態勢では、監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメントのほか、実効的なガバナンスと有効に機能するマネジメントの下で整備・運用され、監査の品質の向上に資するものとなっているかを重点的に検証する。

品質管理態勢では、令和3年11月に改訂された「監査に関する品質管理基準」（以下「改訂品質管理基準」という）等について、大規模監査法人に

においては、令和5年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査から実施され、それ以外の監査事務所においては、令和6年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査から実施されていることを踏まえ、改訂品管基準等が求めるリスク・アプローチに基づく品質管理システムの整備・運用について重点的に検証する。また、監査事務所における監査資源の確保、育成（教育・訓練含む）および配分の状況や、上場会社の会計監査人交代が引き続き相当数生じている状況等を踏まえて、監査契約の新規受嘱時におけるリスク評価、監査実施態勢等の整備状況、監査調書の管理の状況等について検証する。

個別監査業務では、不正リスク、収益認識および会計上の見積りに係る監査の実施状況について検証するほか、財務諸表の注記等の正確性等に関し、適切な検討が実施されているかについても確認・検証する。

3 モニタリングの実施

(1) 検査

検査の実施に当たっては、業務管理態勢および品質管理態勢の実効性など15項目を共通重点項目としたほか、監査事務所の規模や態様に応じた検査を実施することとしている。

- ・大手監査法人については、資本市場における役割の重要性にかんがみ、原則2年に一度の頻度で検査を実施し、翌事務年度に当該検査に対するフォローアップ（前事務年度に実施した検査での指摘事項の改善状況の検証）を実施する。なお、フォローアップは、原則、報告徴収によるものとする。
- ・準大手監査法人については、上場会社監査の担い手としての役割が増大していることにかんがみ、原則2年に一度の頻度で検査を実施することとする。
- ・中小規模監査事務所については、協会の品質管理レビューの結果、監査事務所の業務管理態勢等や上場被監査会社のリスクの程度等を勘案し、検査対象先を選定する。また、上場会社監査の担い手としての役割が増大していることにかんがみ、令和7事務年度においても、中小規模監査事務所に対する検査を重視した運用を行う。
- ・外国監査法人等については、令和6事務年度

に実施した報告徴収の結果のほか、当該外国監査法人等の監査先である外国会社等に係る監査上のリスク等を考慮し、検査先を選定する。

(2) 検査以外のモニタリング

監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すとともに、監査事務所における適切な業務管理態勢・品質管理態勢の構築を促す観点から、報告徴収を効果的に実施する。その際、中小規模監査事務所に対しては、自主的な監査の品質の確保・向上を促すに当たり、検査と同等の効果が得られるよう、必要に応じて、報告内容に関するヒアリングを併せて実施する。また、審査会は、意見交換等を通じて監査の品質の確保・向上に向けた対応等を協会に促してきているが、協会は、今後の品質管理レビューの方針として、登録上場会社等監査人として適格な監査品質が確保されていることを点検するため、改訂品管基準の適用を踏まえた、監査事務所における自主的かつ実効的なモニタリング活動の整備・運用の状況や法令上の情報開示体制の整備などについても確認を行うこととしていることから、協会との間で、引き続き、品質管理レビューの実施態勢の強化等に向けた深度ある議論を行っていく。

このほか、監査事務所との対話や関係団体との意見交換・連携などを通じた情報の収集・分析等に努めることとしている。

II 令和7年版モニタリングレポート

「令和7年版モニタリングレポート」（以下「本レポート」という）は、審査会が実施するモニタリング活動から得られた監査事務所の状況等を中心に、監査業界の現状や環境変化への対応を含め、関連する情報をわかりやすく提供することにより、監査の重要性に関する社会の理解を推進することを目的に公表している。本レポートは、「Ⅰ. 監査業界の概観」、「Ⅱ. 審査会によるモニタリング」、「Ⅲ. 監査事務所の運営状況」および「Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応」の4項目で構成されている。

「Ⅰ. 監査業界の概観」においては、監査事務所、被監査会社等の概況を記載し、監査業界の全体像を俯瞰している。大手監査法人への監査の集中状況についてデータを用いて紹介してい

るほか、改訂品管基準で求められているリスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入等、品質管理体制の整備・対応状況等についても記載している。

「Ⅱ. 審査会によるモニタリング」においては、審査会のモニタリングの状況（制度の概要、報告徴収や検査等の状況）のほか、大手・準大手監査法人と中小規模監査事務所に対する検査での総合評価（五段階）の分布状況や、品質管理態勢および個別監査業務の検証を通じて把握した不備の特徴について記載している。なお、中小規模監査事務所においては、大手・準大手監査法人と比べて総合評価の低いところが多いが、これは、協会が行う品質管理レビューでの指摘状況等を踏まえ、品質管理態勢等を早急に確認する必要がある監査事務所を主に選定していることも一因と考えられる。

「Ⅲ. 監査事務所の運営状況」においては、モニタリングを通じて把握した監査事務所の運営状況等を紹介しており、監査業務を実施・サポートする組織体制、監査事務所におけるAIを含むITの活用状況や品質管理のシステムの監視状況等についても記載している。

また、会計監査人の異動状況についても記載しており、大手監査法人から準大手監査法人または中小規模監査事務所への異動件数は、過去3年間の減少傾向から転じて増加しているほか、中小規模監査事務所間での異動も増加している。さらに、令和5年7月から令和6年6月までの異動前後での監査報酬について分析したところ、より規模の小さい監査事務所への異動の場合、減少するケースが全体の約7割を占めており、大手監査法人から中小規模監査事務所への異動の場合、減少するケースは約9割となっている。本レポートでは、こうした会計監査人の異動や監査報酬の変動に係る背景・理由等についても分析している。

このほか、令和5年3月に改訂された「監査法人のガバナンス・コード」では、上場会社等監査人名簿に登録された監査事務所に対し、コードに沿った業務を実施する体制や充実した情報開示を行うための体制の整備が義務付けられ、令和6年7月1日（大規模監査法人にあっては令和5年7月1日）以後開始する被監査会社等の会計期間の開始の日から適用されており、本レポートでは、中小監査法人も含めた監査法人

での取組状況等を記載している。

「Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応」においては、近年、監査事務所をめぐる環境が急速に変化する中、協会による上場会社等監査人登録制度の運用や、上場会社監査の担い手としての役割が高まっている中小規模監査事務所に対する協会や監査業界内における支援の動向について紹介している。また、国内外の倫理基準等の動向、四半期報告書制度の廃止や有価証券報告書の株主総会前の提出要請等による監査業務への影響、サステナビリティ情報の開示および保証に関する国内外における制度整備の動向や、監査法人における準備・対応状況等について記載している。

モニタリングレポートでは、これまで会計監査に関連する時事的な話題をコラムとして紹介してきている。本レポートでは、監査業務の魅力向上に向けた取組み、公認会計士試験の試験運営等の見直しに向けた取組み、監査業界におけるAI活用の概観、監査品質の向上と収益性・業務効率の改善、各国の政治動向が企業会計や監査業界に与える影響などについてコラムで紹介している。

Ⅲ 監査事務所検査結果事例集（令和7事務年度版）

「監査事務所検査結果事例集（令和7事務年度版）」（以下「本事例集」という）は、検査における主要な指摘事例や評価できる取組みを具体的に紹介することで、審査会としての監査の期待水準を提示し、監査事務所による監査の品質の確保・向上に向けた自主的な取組みを促すとともに、上場会社等の取締役・監査役等や投資者等の市場参加者に対する参考情報の提供を目的としている。

本事例集は、「Ⅰ. 業務管理態勢編（根本原因の究明）」、「Ⅱ. 品質管理態勢編」、「Ⅲ. 個別監査業務編」および「Ⅳ. その他」の4項目から構成されているが、監査事務所はその規模（人員、業務数等）によって運営状況が大きく異なることから、ⅠからⅢの事例については、監査事務所の規模が分かるように「大手監査法人」、「準大手監査法人」、「中小規模監査事務所」と区別して記載している。

「Ⅰ. 業務管理態勢編（根本原因の究明）」で

は、根本原因分析の重要性をより強調するとともに、不備の固有の原因・共通原因・根本原因の関係がより明確になるよう、根本原因究明のプロセスについて図表を掲載して説明しているほか、根本原因究明の重要性にかんがみ、根本原因の究明および根本原因の事例を充実させている。監査事務所による監査の品質の確保・向上を促すには、監査事務所自らが有効な品質管理システムへの改善を継続していくことが必要であり、審査会のモニタリングでは、監査事務所による不備の根本原因の的確な究明、これに適切に対応する改善措置の実施などを重視している。

根本原因については、トップの意識や経営方針、風土・文化といった業務管理態勢に係るものであることが多いため、業務管理態勢の実効性には特に留意が必要である。

「Ⅱ. 品質管理態勢編」では、品質管理態勢と個別監査業務の関係についての理解に資するよう、図表を掲載して説明するとともに、品質管理システムの運用、内部規程の整備・運用、法令諸基準の遵守など、品質管理態勢の問題点に係る事例を充実させるとともに、評価できる取組みの事例も記載している。また、改訂品管基準への対応に資するよう、旧基準により指摘した不備事例の根拠規定に新基準を参考情報として併記している。

品質管理態勢については、すべての監査事務所において、品質管理システムの本来の目的である監査業務の品質の合理的な確保という観点を十分に認識した上で、品質管理システムが個別監査業務に対して有効に機能するよう、当該システムを効果的かつ効率的に整備・運用することが求められる。仮に品質管理システムの整備が形式的なものにとどまっている場合、当該システムが期待どおりに運用されないため、個別監査業務の品質の改善に有効に機能しない。したがって、最高経営責任者および品質管理担当責任者は、品質管理システムの目的や重要性を認識し、自らが率先して組織全体に品質管理システムの本来の目的を理解させるとともに、監査業務の品質の改善のための施策を組織の末端まで浸透させた上で、その効果について常に検証する必要がある。この点、改訂品管基準においても、最高経営責任者が組織的に監査の質を確保するという意識を持ち、品質管理体制の

構築に向けてリーダーシップを発揮することが重要とされていることに留意する必要がある。

検査における個別監査業務の不備事例は、監査計画の策定から監査意見の形成に至るまで広範な領域にわたってみられる。「Ⅲ. 個別監査業務編」では、こうした不備事例について、監査基準報告書の体系に準じた構成で掲載している。特に、「財務諸表監査における不正」については、監査における不正リスク対応基準により、慎重な対応が求められているのはもちろん、社会的にも注目されていることから、最初に掲載するとともに事例を充実させている。

個別監査業務については、監査チームにおいて、監査のすべての場面において職業的懐疑心を十分発揮するとともに、監査の基準等の必要とされる知識を適時更新し蓄積していくことが求められている。その上で、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるため、虚偽表示リスクに応じた十分な監査計画の策定ができているか、立案した監査手続が監査の基準の要求に応じて実施されているかという観点で、個別監査業務を実施していく必要がある。また、監査事務所においては、指摘された不備の発生防止に向け、品質管理システムを通じて個別監査業務の品質を確保・向上することが求められる。この際、監査事務所全体に至る施策の浸透と定着に向け、各監査チームにおける改善策の理解と、各監査チームによる改善策の運用状況について確認できる態勢の構築が必要となるケースも考えられる。監査業務の改善に当たっては、単に追加で新たな品質管理システムを整備するといった対応だけではなく、定期的な検証や審査等の既存システムの有効活用も考えられるため、自らの特性に合った効果的かつ効率的な監査の品質の改善に努める必要がある。

審査会としては、各監査事務所が本事例集の内容を参考として自主的に監査の品質の改善に向けた取組みを行うことを期待している。また、被監査会社においては、資本市場に対して適正な財務情報を提供する責任があることを再認識するとともに、監査報告書にKAM（監査上の主要な検討事項）の記載が求められていることも踏まえ、会計監査人と監査役等の連携・コミュニケーションや経営者との議論をさらに充実させ、より一層効果的な監査の実施につなげていくことを期待している。（いどた・ひでと）